

米倉小学校いじめ防止基本方針

新発田市立米倉小学校

1 はじめに

本校は、全校児童41名という小規模校である。少人数で人間関係が固定化してしまうデメリットを克服する為に、縦割り班活動や隣接する小学校との交流活動などを積極的に行い、人間関係づくりの力やコミュニケーション能力の育成に努めてきた。また、少人数で教職員の目が行き届きやすいメリットを生かして、児童の心の状態に目を配り、職員間での情報交換をこまめに行ってきた。そうした取組から、クラスが楽しいと感じている児童の割合は98%と高く（H28年度末調査）、全員の児童が学校生活に満足している様子が窺われる。しかし、その時々や行事や日常の交友関係からその割合は変化してくるものであることや普段の生活の中で見られる人を傷つける言葉や行動などから、いじめ防止の対策は常に講じていく必要があると考える。

「学校は、児童にとって安心して安全な場所でなければならない。いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ことを再認識し、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、家庭や地域と連携し、全校体制で取り組んでいく。

2 いじめの定義といじめ防止の基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 H25.6 より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止の基本方針

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者、各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

3 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会（常設）

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、当該学級担任、養護教諭

必要に応じて

市SSW、スクールカウンセラー、児童相談所、主任児童委員、民生委員等

- ①いじめ防止基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る緊急会議の実施、いじめ情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、
- ⑤保護者との連携

(2) 生活指導部会

- ①日常的にいじめ問題やその他生徒指導上の情報収集及び課題に対応する組織
- ②生活目標の設定・指導・評価
- ③構成的グループエンカウンターエクササイズ・Q-Uテストの計画・実行。

4 いじめ防止に向けた取組

(1) いじめ対応の基本的考え (別頁) 「米倉の教育」P19・20

(2) 生徒指導体制

①いじめ防止に向けた指導事項

- 自己有用感、自己肯定感の育成 (授業、係活動・委員会活動、縦割り班活動など)
- 自他の生命や人権の尊重 (道徳、人権教育、同和教育など)
- いじめは許されないことや、いじめの様態 (学級指導など)
- いじめが引き起こす問題やいじめへの対処の仕方 (学級指導、道徳など)

②生徒指導にかかわる年間計画 (別頁) 「米倉の教育」P18

(3) 教育相談体制

- Q-Uテストや児童生活アンケートの結果から、気になる児童との教育相談を担当が行う。
(6月、7月、9月、11月、1月)
- 必要に応じて、担任以外の教職員や養護教諭なども、教育相談に当たる。
- 深刻ないじめに関わる事案については、スクールカウンセラーやSSWの支援を要請する。
- 「子どもを語る会」等の機会に、教育相談実施後の情報共有を行い、連携して迅速に対応する。

(4) 早期発見・早期対応の在り方

① ささいな変化に気付くために

- 遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為についても、5W1H (いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように) をメモしておく。
- 健康観察の時に一人一人の顔を見て声を聞く。
- 児童と教職員間で交わされる日記を活用する。
- 保健室での様子を聴き取る。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を工夫する。

② 気づいた情報を確実に共有するために

- 気になる様子については、その日のうちに生活指導主任に相談し、管理職にも報告する。
- 職員会議や職員終会の時間を利用して、子どもの様子について情報交換を行う。
- 学期ごとに行われる「子どもを語る会」では、気になる児童の様子や対応についての共通理解を図る。

③ 速やかに対応するために

- 急を要する事案については、その対応について「いじめ・不登校対策委員会」を中心に検討し、速やかに行動を取る。(その日の内に対応するのが基本)
- 他の教職員にも、できるだけ速やかに対応の仕方を伝え、共通理解を図る。

5 校内研修

- 生活指導上の問題を解決する為の研修会を、年間1回以上行う。(夏季休業中)
- 特別な支援を要する児童への理解を深め、支援の仕方を学ぶ研修会を年間1回以上行う。

6 いじめ防止に向けた取組の評価

- 学校生活アンケートとQ-Uテストを基に以下の点について評価する。
 - ①いじめの経験者数、経験頻度の変化
 - ②児童のいじめに対する意識や理解の変容
 - ③学校や学級に対する不適応感や適応感の変化、ストレスの増減度

7 保護者や地域のいじめ防止に向けた啓発活動

- 道徳の公開授業を年1回学習参観で実施する。
- ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる講演会等の実施やネットトラブルの危険性を周知する取組などを行い、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- いじめの実態に関する調査結果等を便りを通じて公表する。
- 懇談会や学校関係者会議等で、いじめの実態やいじめ防止に向けた取組を説明し、家庭や地域での協力を呼びかける。
- 作成した学校いじめ防止基本方針を便りやHPを通じて公表する。
- PDCAサイクルを進める「学校評価」の成果等の振り返りの中で、いじめ防止基本方針で示した取組等を点検評価する。さらに、それらの成果と課題をもとにいじめ防止基本方針を改善するとともに、次年度の「学校評価」策定に生かしていく。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・児童が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 など |

- ② いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。）

(2) 重大事態の報告

重大事態発生	学校	→	市教育委員会	→	新発田市長
			* 学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり		

(3) 調査の主体について

- ① 学校が主体となっていく場合（基本的には学校が主体となっていく調査を行う）
② 市教育委員会が主体となっていく場合

- | |
|--------------------------------------------------------|
| ・ 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合 |
| ・ 学校の教育活動に支障をきたす場合 |

(4) 調査を行う組織

- * 重大事態に係る調査を行うために速やかに組織を設ける。

- ア 学校における「いじめ防止対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言をもとに適切な専門家を加える。
イ 組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。

（* 第三者：市教育委員会 SSW、市担当弁護士、学識経験者、精神科医、職能団体等）

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- * 客観的な事実関係を速やかに明らかにする。

*** 不都合なことがあっても事実をしっかり向き合う。**

ア 事実を明確にするために、以下のことを時間的経過に沿って網羅的に明らかにする。

○いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような様態であったか」

○いじめの背景

○児童の人間関係にどのような問題があるのか

○学校・教職員がどのように対応したか

イ いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童、いじめられた児童以外の在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。

○児童が信頼する教師や教育相談担当が聴取に当たる。

○いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先することを伝える。

○いじめられた児童には、継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援を行うことを伝える。

○以下の点について、答えられる範囲で聴取する。無理強いはしない。

- ・誰から：1対1？ 複数？ グループ？
- ・いつ頃から、どんな時に？
- ・どんなことがきっかけで？（もし、思い当たれば…）
- ・どこで？（教室、トイレ、学校の帰り道など）
- ・どんな方法で？（暴力？ 言葉？ 無視？など）

ウ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

○保護者が信頼する教師や教育相談担当が聴取に当たる。

○当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。

○調査方法として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

（6）調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について、管理職と対策委員代表職員が説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様で」行われたか
- ・学校がどのように対応したか

イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭に置く。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明をする。

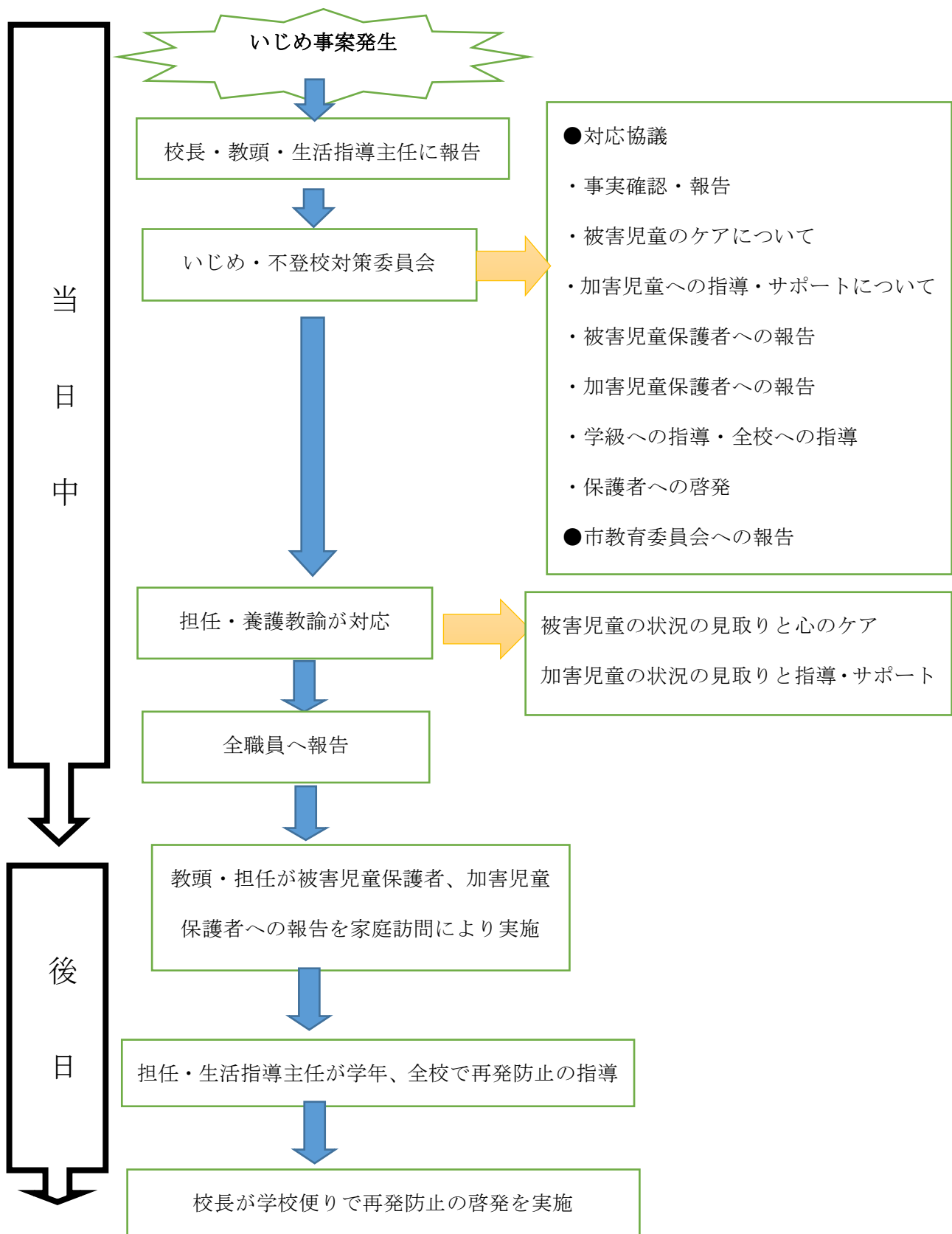
エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

9 具体的な動き



10 その他

- (1) 米倉小学校いじめ防止学習プログラム (別頁) 「米倉の教育」P25
- (2) 中1ギャップ解消プログラム米倉小学校プラン (別頁) 「米倉の教育」P27